

アウトロックコンサルティング株式会社

定 款

平成18年 3月30日	作成
平成18年 4月 5日	公証人認証
平成18年 4月12日	会社成立
平成20年 4月25日	改定
平成31年 3月12日	改定
令和 1年 6月27日	改定
令和 1年 8月 6日	改定
令和 2年 8月 6日	改定
令和 3年11月22日	改定
令和 4年 2月21日	改定
令和 4年 6月29日	改定
令和 4年 9月28日	改定
令和 5年 9月 1日	改定
令和 5年 9月30日	改定

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、アウトルックコンサルティング株式会社と称し、英文では OutlookConsulting Co.,Ltd. と表示する

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの販売
2. 企業経営のコンサルティングサービスの提供
3. 1～2に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、14,080,000 株とする。

(株式取扱規程)

第 7 条 当社が発行する株式、新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をも

って、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

②本定款に定めるもののほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第10条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務所取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、これを招集する。

②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。

②社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

②会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は 1 名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出することを要する。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長がこれに記名押印し、又は電子署名する。

第 4 章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

④任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

⑤増員により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集及び議長）

第 22 条 取締役会は、社長がその議長となる。

②社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

③取締役会は各取締役がこれを招集し、その招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

（役付取締役）

第 23 条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第 24 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括し取締役会の決議をもって選定することができる。また社長以外に前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することが

できる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役の責任免除及び責任限定)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印し、又は電子署名する。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議要件)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

②未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除等に関する経過措置)

第1条 令和4年9月29日付臨時株主総会決議成立前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

②令和4年9月29日付臨時株主総会決議成立前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。